

〈研究論文〉

中国における伝統的な水利「共同関係」とその変容

—山西省霍州市・洪洞県四社五村を中心として—

祁 建民*

はじめに

中国水利史研究における「水利共同体」問題について、1956～1966年までの間、重要な論争が起こっていた。¹特に研究者は『中国農村慣行調査』を利用して、河北省邢台の水利組織を中心に議論を戦わせた。²後に、水利共同体に関する論争は更に発展したが、有力な結論は得られなかった。その理由の一つは、研究者がそれぞれの視角を持って共同体或いは共同体理論を理解しているからである。確かに内山雅生のように、「それらの研究の多くが『水利共同体』から中国農村社会の構造を研究しようとする研究視角を内包しているため、簡単に結論を出せず、未だ論争に止まっているのも事実である。」³とする指摘もある。

しかし、1990年代以降、「共同体」に対する認識は大幅に転換し、「共同体」という概念に新たな意味を付与する。北原淳が『共同体の思想—村落開発理論の比較社会学』の中で次のように述べている。「戦後の日本では、K・マルクスの共同体理論の圧倒的な影響によって、土地の共同所有にもとづく地域集団という意味での『共同体』が強調された。しかし本書では、『共同体』をもっと広く、英語の community に相当するなんらかの地域的集団、地域社会と

考え、社会学固有のコミュニティー概念もまた『共同体』に加えることにする。」⁴

内山雅生は、近年更に「共同関係」という概念を提起した。内山雅生は『現代中国農村と「共同体」転換期中国華北農村における社会構造と農民』の中で、「本書は、あくまで『共同労働』をも含む、農村社会に残存する『共同体』的諸関係＝『共同関係』の実態を、旧中国農村の特徴の一つである地主制支配と関連させて、伝統的な農民生活のレベルから究明し、さらに体制転換にいかにか寄与したか考察することを、その目的としている。」と述べた。そして内山は次のように提起した。「中国華北農村研究において『共同体』をとり上げることの意味を再整理すれば以下のような特徴が理解できよう。即ち、第一に、『共同体』というキー・ワードを基軸に中国近代史を見直せば、解放前の階級社会という農村社会の実態を、農民の様々な心理をも考慮に入れながら、多面的に検討することができる。第二に、日本の侵略という歴史的事実の中で、中国の農民たちが経済的社会的に厳しい日常的な生活を送りながらもたくましく生活していく様子が多角的に理解できる。第三に、『共同組織』を結合の紐帯とした農民が、共産党の押し進めた農業の集団化を農村社会の基層部で支え、それをバネとして再生産を図っ

*長崎県立大学国際社会学部教授

ていった様子が理解できよう。』内山は、改めて「共同体」及び「共同関係」研究の意味を指摘したのである。

本稿は、内山が提起する「共同関係」という概念を使って、山西省の伝統的な水利組織「四社五村」の現代中国体制下における関与と変容を研究する。

四社五村は少なくとも明代から存在し、1950～70年代の集団化を経て、今もその生活用水(湧き水)の水権により、国家水利機関の管理・介入に抗し、自立的な運用を保っている。一方、1949年以降、国家の「山水帰公」(土地と水の全面国有化)、水利民主化改革、「農業は大寨に学べ運動」などの政策に関与しながら、変容した。

四社五村については、これまで北京師範大学とフランス遠東学院が現地調査を実施して、研究報告書をまとめた。⁶日本でも、森田明が先行的研究を行った。⁷近年、筆者が参加する研究プロジェクト⁸により、四社五村及び地方政府の水利行政機関に対して10回の現地調査を行った。⁹この調査は、四社五村が現代中国の体制転換にいかに関与してきたか、ということを中心として考察した。

I. 四社五村における伝統的な水利 「共同関係」

四社五村という水利組織の「共同関係」は、まず同じ水源の利用によって形成された。この水利組織は乾燥・渇水地帯にある不灌漑水利組織である。四社五村は、中国内陸の山西省に所在し、同省の年間平均降雨量は500ミリメートル前後であるが、極端な年には200ミリメートルにも足らず、旱害が頻発した。特に汾河流域以外の台地では雨水、泉水、井戸水の利用に限

られている。四社五村は洪洞、旧趙城、霍州の三県の境に接する霍山(標高2346メートル、森林面積260.9万畝)の麓にあり、それらの村はほぼ標高800メートルから1000メートル程度の台地に位置している。その水源は霍山の沙窩峪から流れる水であり、その水源の構成は山間の伏流水(峪水)、雨水及びわずかな谷川、泉水、雪水などであったが、水量が少なく、そして極めて不安定なものであった。この苛酷な渇水地帯において、農民たちは、限られた水を飲用、生活用水のみとして利用し、灌漑利用は禁止している。

四社五村は狭い地域に集中しており、村落間の付き合いには都合がいい。沙窩峪から流出するわずかな水源を利用する人々は、東西約6、7キロメートル、南北約10キロメートル四方に散在する15の村落に生活している。この15の村により四社五村という不灌漑水利組織が構成されている。行政区画の面から見ると、この水利組織は、清代においては洪洞、趙城、霍州の三県三郷に分属していたが、現在の行政区画によれば、洪洞県の北部と旧趙城県を含む霍州市との境界に跨る。この水利組織は小規模ではあるが、幾つかの行政単位に所属しているため、昔から行政の管理影響力は弱く、水利組織の自律性が強い。四社五村で現存する最も古い碑刻といえ、**「金明昌七年霍州邑孔洵莊碑」**である。金明昌七年は西暦1196年に当たる。従って四社五村の歴史は、少なくとも約800年前に遡ることができる。また、現地の伝説によれば、漢の時代から始まったとする説もある。だが、現存の水利簿(水利組織の規則)の中で最も古いものは清代嘉慶十五年(1810年)の抄本である。

1. 「維れ齊は齊に非ず」の組織構造と慣行

四社五村を構成する15村は、水の利用と管理

に対し、すべて平等的権利を持っているわけではない。各村落は三つの等級に分けられている。

まず、第一級は四つの主社である。四社五村では、四主社だけが「水権」を持っている。四社五村における水権とは、分水権の掌握、祭祀儀式の主催、水利簿の保管と改正、水利施設工事の管理などの権利を指している。また、四社の人口が増加すれば、村の「泊池」（貯水池）を再建し、拡大できる。四社は、排行（宗族内の尊卑秩序）に即した組織をなしており、一社・仇池社（橋東村・橋西村）、二社・李庄社（南李庄村）、三社・義旺社（義旺村）、四社・杏溝社（杏溝村）から成っている。また、四社は四兄弟の関係を結んでいる。一社の仇池社は水の管理と使用に対して最大の権力を持っており、「老大」と呼ばれ、長男の位置付けにある。次は、二男、三男、四男という順番に並ぶ。一社はよく「長兄代父」（長男は父の役を代理する）の原則に基づき、用水ルールに違反する村或いは村民に対しての処罰を決め、実行した。

次の等級は「五村」としての孔澗村である。孔澗村は四社五村内で「老五」とも呼ばれる。この村は「水権」を持っておらず、「渠権」のみ持っている。渠権とは、水路の管理権で、独自に有する「水日」に行使する。「水日」とは、水利簿の規約に基づいて、全水源を使用する日である。清代の四社五村の規則によれば、全水源を使用する日は、1か月を28日間として、これを五つに分け、四社五村はそれぞれ一部を所有する。この五つは五分ではなく、四社五村の五つの単位がそれぞれの人口と兄弟順位によって異なった。一社・仇池社が8日間、二社・李庄社が7日間、三社・義旺社が6日間、四社・杏溝社が4日間、五村・孔澗村が3日間である。

第三の等級は付属村である。付属村は独自の「水日」を持っておらず。それぞれの主社村の「水日」の一部しか使用できない。その構成は次の通りである。一社・仇池社の付属村：橋東村の付属村は南川草窪村で、橋西村の付属村は北川草窪村であり、二社・李庄社の付属村は琵琶源村と百亩溝村であり、三社・義旺社の付属村は桃花渠村、南泉村と南章村であり、四社・杏溝社の付属村は窟源村であり、五村・孔澗村の付属村は劉家庄村である。付属村は「水権」と「渠権」とも無く、毎年水利施設の修理費用と祭祀費用を分担する。特に、付属村は人口が増えても、村の「泊池」を拡大してはならない。主社村と付属村の関係の形成過程については、2010年8月に、四社五村で現地調査を行った際に関連証言を得た。霍州市水利局の張愛国によれば、「劉家庄は孔澗村から1日の水を得た。その理由は孔澗村の村長の娘が劉家庄に嫁いだ際に、嫁入り道具として、一日の水を贈った。」¹⁰との言い伝えが残っている。義旺村と孔澗村の間でも同様の言い伝えがある。¹¹その他、四社が初めて水利工事を興した時には、付属村はまだ存在しておらず、後にきた移民が付属村をつくったという言い伝えもあった。¹²

四社五村内の等級制度について、張愛国が次のように語った。「四社五村の水は、自然に配分されるのではなく、制度によって規制されている。四社五村の水配分原則は、実に不公平な事実に基づいて形成されてきた。もし、不平等の水利秩序がなければ、公平な水利原則は成立しない。これは昔から残る水制度で、皆のコンセンサスを得た。この水は15の村を流れているが、9村のみが水利管理権を握っている。これによって水利簿の合法性が決まる。これは水利管理の統一に有利だ。」¹³

この考え方は中国古代の思想家荀子の「雑れ

齊は齊に非ず」等級思想とよく似ている。荀子は次のように述べた。“分均則不偏，勢齊則不壹，众齊則不使。有天有地，而上下有差。明王始立，而处国有制。夫两贵之不能相事，两贱之不能相使，是天数也。執位齐，而欲恶同，物不能澹，则必争；争则必乱，乱则穷矣。先王恶其乱也，故制礼义以分之，使有贫、富、贵、贱之等，足以相兼临者，是养天下之本也。书曰：‘维齐非齐’此之谓也。”（《荀子・王制》）。（日本語：「分均しなければ則ち偏からず、執齊しなければ則ち壹ならず、衆齊しなければ則ち使はれず。天有り地有りて、上下差有り。明王始めて立ちて、国を処するに制有り。夫れ兩貴の相事ふること能はざる、兩賤の相使ふこと能はざるは、是れ天数なり。執位齊しなければ、而ち欲惡同じく、物澹すこと能はざれば、則ち必ず争ふ。争へば則ち必ず乱れ、乱るれば則ち窮す。先王其の乱を惡む、故に礼儀を制して、以て之を分ち、貧富貴賤の等有りて、以て相兼臨するに足らしむる者は、是れ天下を養ふの本なり。書に曰く、維れ齊は齊に非ず、とは、此を之れ謂ふなり。」／大意：全ての人間が対等に資源を奪い合えば、社会的困窮を生む。良き統治者は、これを避けるため、貧富貴賤の社会的等級をつくった。）¹⁴中国の伝統的な「維れ齊は齊に非ず」の観念は四社五村のような水利共同体を維持する精神構造である。この水利共同体の構成メンバーは皆平等ではなく、中国の伝統礼治秩序に従っていたのである。

2. 共通の民間信仰

四社五村には共同の民間信仰が存在している。水源地の沙窩村に龍王廟が建てられた。この龍王は四社五村の各村により共同で祀られている。廟内の龍王像の前には石碑が立てられた。その碑文の表には「龍王廟の由来は非常に

古い」、「旧石碑は多数損壊され、その詳細は定かではないが、概要については承知している。四社五村の水日・順序を後ろに列記し、先人の志を忘れないだけではなく、後世の人の水争も免れる。石に文字を刻んでその志は永遠に不朽である」と刻んだ。石碑の裏側には、次の文字が刻まれた。「仇池村8日、李庄村7日、義旺村4日、孔洞村3日、杏溝村6日、一巡してまた始めに戻り、ルール違反は許さず、違反者には罰を与える」と刻んだ。¹⁵

四社五村の運営儀式と行事は、民間信仰の儀礼に基づいている。四社が輪番で1年間水利を管理し、4年一回りで、毎年の祭祀儀式によって引渡しを行う。当番の社は毎年清明節以降、水利施設を整備し、水の分配を行う。四社五村の財務については、毎年当番の社が、村民からの集金を使って工事を行った。財務の管理は厳しく、帳簿がある。経費を浪費することは禁止されている。「毎年の帳簿を翌年度チェックした後に、焼き払った。その意味は、この帳簿を神様に送った。帳簿を焼き払うことは、一つには、四社五村が全員でこの会計に異議なしということ、もう一つには、この儀式によって、四社五村が一丸となることを物語った。」¹⁶

毎年の祭祀儀式は2回（小祭、大祭）行われる。小祭は、清明節の前に、四社五村の各社首、副社首が、前年度の水利工事をチェックし、今年度の水利工事の内容と予算を相談した後に、全員で龍王廟を参拝するというものである。龍王像を前に、「われわれは神龍爺の弟子で、皆がここにいる」と唱える。それから、四社五村の社首が兄弟の順番で、三叩九拝をした。「小祭の目的は前年度の仕事を総括し、今年度の仕事に対して割り振りをする。仕事を前年度担当した社より今年度担当する社に引き渡す意味もある。工事と費用をチェックする。四社五村の

幹部たちが水源地に行って、実地調査し、工事の予算を見積もる。その後各村で集金をする。小祭の仕事は多い。」¹⁷

大祭では、参加者は小祭より多く、社首、副社首以外に、放水員と付属村の村長、副村長も参加した。まず、水利工事をチェックし、放水儀式を行う。龍王像の前において、社首が兄弟の順番で三叩九拝をした。そして戯曲を上演した。各社の社首が兄弟順に講話をしてから、会食し、この年度の水利工事の分担費を集めた。ある社首によれば、「大祭では、四社五村幹部の全員が参加し、清明節前に開催して賑やかにする。工事費用は各村の水使用の日数に基づいて負担額を決める。」とのことである。現在の演劇も昔から変わらず、伝統劇（古装戯）が演じられる。演劇は村民のためだけではなく、龍王のためでもある。1990年代の演劇の経費は、1公演1000円で、その後2000元になった。1回5公演（一日目1公演、二日目と三日目はそれぞれ2公演）で、あわせて10000元になる。その他、飲食代もある。近年では、毎回20000元かかっている。村人は、「このあたりの村はそんなに豊かではないが、毎年劇を演ずる。この伝統を守っていく」と言った。¹⁸

また、劉家庄村にはカトリックの教会があり、旱魃の時には四社五村の天主教信者が教会で雨乞いのような祈祷活動を行い、天主を龍王として祈っていた。李庄村には結議廟がある。雨乞いを行った際に、まず廟にある石の獅子を洗い、その後、「求雨歌」を斉唱した。¹⁹四社五村の民間信仰とその儀礼は、この水利組織を補強する重要な要素である。

3. 水を介する助け合いの慣習

四社五村の間には、昔から互いに助け合う慣行がある。四社五村にある『清乾隆三十一年孔

潤村讓劉家庄水利碑記』によれば、「従来有無の間に助けあい、仁者の心である。その故余ったら、他人の不足を座視することに忍びない、万物はすべてこのようなのである、水も特別ではない」と記していた。²⁰また、『清道光七年南李莊村坡池碑』の碑文には「(水)取りすぎると浪費を恐れる、水というものは、細かくても、足るかどうかは、人情の厚さ、風俗の良さ、その中に寓せられている」という内容がある。²¹

水の利用については、「水日」の規定以外には、四社五村の間に「借水」慣行があった。旱魃や水利工事及びある世帯が断水する際に、各村落間の過不足を調整できる。四社五村では、これを「借水」と呼ぶ。その原則は借りて返さずというもので、四社五村の者によれば、これは、「借りることは返すことだ。今回相手から借りれば、今度は相手があなたに借りる。」²²というものである。四社五村における「借水」には、犠牲的精神が表れており、苛酷な渇水地帯において、他人の緊急時に「生きていく道」を与える。「四社五村の溜め池の借水にみられる仁讓の気風にそのような、濃厚な基礎的思想と認識を見ることができるのである。」²³

四社五村の間には、水利以外の助け合いも存在している。義旺村の元社首郝継紅は、以前は「小麦の収穫作業は村同士で助け合っていた。洪洞県の橋西村は海拔が低いので早く収穫することができ、霍県は海拔が高く、収穫時期が遅いので、まず霍県の農民が洪洞県で小麦の収穫を手伝い、その後に洪洞県の農民が霍県で小麦の収穫を手伝った。」²⁴と語った。

郝継紅へのインタビューは次の通りである。

問：昔洪洞側と小麦の収穫時に助け合いが行われていたが、現在は如何か。

郝：同じ水を飲むので、自然に仲良くなっ

た。経済、商売や婚姻面でもよい付き合いだ。他の村と比べて緊密に結びつける。

問：農業用機械を互いに借りることがあるか。

郝：昔はあったが、現在では商売の意識（商品意識）が高まって、借りたら、料金を払わなければならない。

問：四社五村の間でも互いに借りることが多いのか。

郝：洪洞とあまり変わらない。借りたら、お金を払う。同じ水源なので、ある程度関係はいい。²⁵

社首の王宝虎によれば、「現在、霍州側と洪洞側の間では、収穫時に無償で助け合うこともある。機会を作って村の幹部が組織している。その他、村民の間で交通事故が起り、解決しにくい場合には、村の幹部が介入すれば解決できる。霍州側と洪洞側との水以外の交流は、洪洞側に石材があるので、それをわれわれが購入する。四社五村の交流は他の村より多い。²⁶義旺村は井戸がなく、生活用水にあまり余裕はないが、毎年、廟会の際には、他の村の出店者にも無料で水を提供する。」²⁷とのことである。

水源地にある沙窩村は四社五村との連携関係がある。沙窩村村長はこのように言った。「四社五村は下流にあり、我が沙窩村はこの水源が必ず通らねばならない所である。この水は沙窩村を通るので、沙窩村は自然にこの水を飲む。わが村には水田がない。下流の人々は飲み水さえ足りないからである。道徳からいえば、人さまの飲み水さえ足りないのに、自分たちが灌漑することは不可能である。四社五村において、虎娃（仇池社の社首董歩雲を指す）という人はよく知られている。彼の話は皆に認められる。

彼はよく上流の我が村に来て、検分を行う。これは歴史的な習慣であり、上流の村に来ることで意思が疎通する。彼の話には皆が納得し、彼の話には道理があるからである。」²⁸四社五村が水を介して更に重層的な「共同関係」を形成している。

II. 国家の政策と四社五村慣行の変容と継続

1949年以降、土地改革と集団化を通じて、農村社会の権力構造が再編され、中共政権の意思は農村社会の最下層まで浸透した。このような支配体制の下で、四社五村の組織と慣行は一部改造された。政府の水利政策は四社五村に対して大きな影響を与えた一方、四社五村はこれに強靱に対応した。四社五村は、様々な状況に直面し、その組織と慣行は一部変容した。しかし、出来る限りに元々の地域用水秩序を維持し、自らの伝統を極力守っていくように努力してきた。

国家の水利政策については、まず、新政権の成立当初、民間の「不平等」的な古い水慣行を廃止し、水権を国有化するなどと主張された。1950年代、国家の水利部は、河川と湖はすべて国家の資源であり、水政を統一し、水利工事を統一して計画的に案配し、統一して管理し、互いに配合するという方針を打ち出した。一方、1950年2月、山西省水利局は、『山西省河系水利委員会組織通則』を公布し、流域内で新たな水利団体を組織するとともに、その組織を全て統轄し、さらに指導関係と職権範囲を区分した。山西省では、各灌漑地区の解放前のように、上流が下流を押さえ、大きい村が小さい村を押さえ、封建迷信を利用して、「大郎」（大郎とは、霍山の山神の長子で霍泉を司る、即ち霍泉の水

神である)を祀り、ご馳走をさせ、演劇をやらせるなどの「陋習」を廃止し、区と村の境界を打ち破って、計画用水と合理的に灌漑を実行すると規定された。²⁹1950年春、洪洞県と趙城県の水利課の代表は旧水規(古い用水規則)の廃止に関する会議に参加した。代表らは、会議において、「天の水と地面の水はすべて国家が所有する」と宣言し、水権を公の物として、上流と下流、岸の左側と右側が団結して灌漑する政策を実行し始めた。³⁰

共産党政権下では、民間信仰が迷信として打破された。実は、民国以来の迷信打破運動と日中戦争の影響で、村の廟はその時代からすでに打ち壊され始めた。四社五村の各村が共同で祭祀した龍王廟は、民国時代に何回も壊され、再建したことがあった。その後廟内の僧侶が無くなり、廟産も取り消した。また、四社五村の山神廟は民国時期に取り除かれた。³¹その他、各村のそれぞれの村廟は民国時期と日中戦争時期に一部取り壊された。例えば橋東村の廟は日本軍により焼却された。

残された廟は1950年代の土地改革時期、1960年代の「文革」の時期と1980年代の改革時期に次々に取り除かれた。³²しかし、村民たちは龍王廟内にある四社五村の規則が刻まれる石碑をずっと大事に保存してきた。また、昔孔洞村の玉皇廟にあった「孔洞村讓劉家庄水利碑」は、1949年土地改革以降、廟が取り壊されながらも、この村の社首が心を尽くして保存してきた。³³建国以降、水利簿と関連する祭儀儀式は減少したが、完全に中止されたわけではなく、密かに小規模で続いてきた。

次に、水利組織の構成も変わった。四社五村は新たな水利代表と水利委員会により管理されることになった。水利代表の選出は、村内部の権力構造の変化を反映した。複数の村に跨る四

社五村組織は新たな「水利委員会」により取って変わったが、その用水秩序は殆ど変わらなかった。

さらに「山河帰公」政策の下で、四社五村の水路も改造された。集団化時期には、一部の付属村と幹線水路が繋がったが、四社五村以外の村には分水されなかった。³⁴その伝統的な水利秩序は基本的に残された。

1950年代の水路改造は、主に赤泥を溝の底面に敷設して滲み漏れを減らした。この工事は基本的に水利簿と碑文の規定に基づいて、昔の三つの溝を三つの人工水路に改造し、それぞれ霍県の孔洞村、霍県の義旺社と李莊社、洪洞県の杏溝社と仇池社へ流す。しかし、当時は人民公社の優越性を具体的に表すために、洪洞県への支流は付属村の窑塬村、南草窪村と北草窪村にも繋げられた。これによって、四社五村の内部で一部の分水秩序が変わったが、四社五村は一つの組織として残され、その基本的な慣行が維持されてきた。

北川草窪村は、洪洞、霍州の両県の県境地帯に位置し、その行政区画は、1949年以降、数度変更された。1950年は霍州に属し、1958年には洪洞に属し、1961年に再び霍州に属した。以降、霍州は行政区画から言えば、南李庄村から分水されるべきであるが、南李庄村が北川草窪村を承認せず、分水を要求されては拒否した。両村の間では、二日間にわたる衝突が発生した。負傷者23人、財産損失は3万元余に上った。洪洞、霍州の両政府と裁判所が顔を出しても終息できず、結局、四社五村の規定によって罰を課し、南李庄村が余儀なく、北川草窪村に分水した。³⁵

1960年代、「文革」の時には、水源地に位置する沙窩村が四社五村に対して「造反」を起こした。沙窩村は44戸の小さい村である。昔からこの村は、四社五村の主村でも、付属村でもな

く、四社五村により除外された。³⁶水源に最も近いところに位置することで、四社五村により厳しく監視されている。この村は水源がかなり豊富であるが、四社五村の水規(用水規定)に従って、灌漑できず、菜園の灌漑も認められない。水の利用方法も四社五村と同じで、水桶を担いで運ぶか、或いは車で運ばなければならない。更に貯水池、泊池も作ってはいけない。伝統的な慣行によれば、この村がもし四社五村の用水路を破壊し、支渠を掘ると、罰金が課される。水源地であるため、水を汚染しないように、鶏や家鴨を飼うことはできず、魚も捕れず、渠の岸で樹木を栽培することも禁止される。一方で、毎年四社五村の大祭と小祭に参加し、協力している。この村には有利な点もある。毎年の行事に出席し、宴会と演劇は無料で、水利工事も費用を負担しない。義旺社の社首は、「人さまは上流なので、下流は尊重すべきである。もし、上流のほうが用水路を破壊しようとするなら、それはかなり簡単である。下流の者は毎日見張ることはできない。彼らに自発的に我々の用水秩序を守らせるのである」と語った。³⁷

しかし、1960年代には、「文革」のような政治運動に乗って、沙窩村が数百年間の水利慣行に敢えて挑戦しようとした。彼らが水源地から溝を掘り、水を引き入れるようにした。このことを知った一社の仇池社の社首(村の書記長)董歩雲は、直ちに百人くらいの力のある男を率いて、工事現場に向かい、工事を強制的に制止した。董は沙窩村の人に「この水を飲んでもいいが、(昔の)水規を守らなければならない」と叱責した。その後、沙窩村の人を退け、溝を埋めて平らにした。この行動は四社五村のすべての村の支持を得ていた。現在の四社五村の中でも董の当時の業績が広められている。董は非常に尊重される人物である。³⁸

1970年代の「文革」後期に、「山河帰公」の原則を徹底的に実行するために、人工水路をコンクリート製のパイプに改造する一方で、配水システムも大きく変更された。まず、昔の三つの人工水路を霍県への支流と洪洞県への支流の二つにした。そして、それぞれを延長して、付属村を含む沿線内のすべての村と水路が繋がれた。洪洞県への水路には桃花渠、南泉、南荘の3村が加えられた。霍県への溝はさらに延長され、元義城渠の四社五村とも繋がられた。この工事は、元の水権をもつ主村と付属村との境界を完全に打ち破り、配水の伝統を混乱させた。しかし、この工事は完成以降、四社五村からの激しい抵抗を受けた。四社五村の村民は、水路の一部を破壊して勝手に取水した。後に、大洪水で完全に突き壊された。10年も持たず使用不能となったのである。

集団化時期、四社五村内部でも、用水をめぐる何度も紛争が起こったが、結局、これらの紛争は、概ね昔の水規によって解決した。1950年代、南川草窪村が用水不足となり、沙窩村に行って水を盗んだが、この日は義旺村の水日に当たったので、義旺村の数十人が出動し、南川草窪村の人を打って傷つけた。1965年、杏溝村の水路管理者が洪洞側に多く送水して、義旺村への送水が減少したため、義旺村の男子全員が棒を持って、杏溝村の人を打って傷つけた。結局、杏溝村の人が詫言を入れた。1970年、劉家庄の人が水を引き入れ、灌漑した。これは四社五村の「耕而不灌」(耕作しても灌漑せず、水は飲用のみ)の水規に違反した。下流の琵琶塢村の人は劉家庄の劉姓農民を打って傷つけた。結局、水規によって、琵琶塢村の人は賠償せず、劉家庄の人も訴えられることもなかった。³⁹四社五村の伝統慣行は集団化時期でも、特に「水争」が起こった際の有効な調停原則である。

おわりに

1949年以降の四社五村の変遷を考察して、この伝統的な水利「共同関係」は大きな変容をとげた一方、その慣行の一部はいまも継続されている。その理由については、自然環境の要素以外に、四社五村側の強靱な対応と政府の曖昧な立場の両面から考えなければならない。

集団化の時代には、水路を改造しても、大体四社五村の範囲内で灌漑秩序が守られた。現代中国においては、国レベルで国家の政策を徹底的に実行しようとする一方、政権の末端レベルでは、水争が起これば、完全に国家の政策を実行するわけではなく、柔軟に対応した。これは伝統を尊重するというのではなく、中国の伝統的な政治特徴の一つで、即ち、法またはある基準のみでは、積極的に民間トラブルを解決しないというやり方である。集団化時の四社五村のトラブルは殆ど昔の水規に沿って解決した。中央政府はイデオロギーの遂行を優先したが、政権の末端組織は民間のトラブルを柔軟に解決して、地域の安定を優先させている。

注

- 1 豊島静英「中国西北部における水利共同体について」『歴史学研究』第201号、1956年11月。
- 2 この論争に関する主な論文は次の通りである。江原正昭「『中国西北部の水利共同体』に関する疑点」『歴史学研究』第237号、1960年1月。宮坂宏「華北における水利共同体の実態—『中国農村慣行調査』水篇を中心にして(上)」『歴史学研究』第240号、1960年4月。宮坂宏「華北における水利共同体の実態—『中国農村慣行調査』水篇を中心にして(下)」『歴史学研究』第241号、1960年5月。好並隆司「水利共同体における『鎌』の歴史的意義—宮坂論文についての疑問—」『歴史学研究』第244号、1960年8月。前田勝太郎「旧中国における水利共同体の共同体的性格について—宮坂・好並両氏の論文への疑問—」『歴史学研究』第271号、1962年12月。
- 3 内山雅生『現代中国農村と「共同体」転換期中国華北農村における社会構造と農民』御茶の水書房、2003年、220ページ。
- 4 北原淳『共同体の思想—村落開発理論の比較社会学』世界思想社、1996年、27ページ。
- 5 内山雅生『現代中国農村と「共同体」転換期中国華北農村における社会構造と農民』御茶の水書房、2003年、5ページ、250～251ページ。
- 6 その調査報告書は公刊した。董晓萍、蓝克利：《不灌而治·山西四社五村水利文献与民俗》中华书局、2003年。
- 7 森田明『山陝の民衆と水の暮らし—その歴史と民俗—』汲古書院、2009年。
- 8 この研究に関係するプロジェクトは次の通りである。「中国内陸地域における農村変革の歴史的研究」(基盤研究B、共同研究、研究代表者・三谷孝(一橋大学)、平成17～19年度)。「近現代中国農村における環境ガバナンスと伝統社会に関する史的的研究」(基盤研究A、研究代表者・内山雅生(宇都宮大学)、平成22～26年度)。「水と権力—中国の水利問題からオリエンタル・ディスポティズムの再検証—」(基盤研究C、研究代表者・祁建民、平成24～27年度)。「華北農村訪問調査による近現代中国農村社会経済史像の再構築」(基盤研究B、研究代表者・弁納才一(金沢大学)、平成25～29年度)。「個の自立と新たな凝集力の中で変貌する現代華北農村社会システムに関する史的的研究」(基盤研究B、研究代表者・内山雅生(宇都宮大学)、平成27～32年)。
- 9 四社五村での現地調査及び整理する資料・研究成果は次の通りである。2006年8月、霍州市水利局、仇池社(橋西村)、義旺社(義旺村)を訪問。2007年8月、仇池社(橋西村)を訪問(『中国内陸地域における農村変革の歴史的研究—平成17年度～平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書』(研究代表者：三谷孝、平成20年5月)P129～130)。2007年12月、霍州市水利局、義旺社(義旺村)を訪問(弁納才一「華北農村訪問調査報告(1)—2007年12月、山西省太原市・霍州市農村—」、『金沢大学経済論集』第29巻第1号、2008年12月)。2008年12月、霍州市水利局、仇池社(橋東村)を訪問(弁納才一「華北農村訪問調査報告(2)—2008年12月、山西省太原市・霍州市・平遥県農村—」、『北陸史学』第五十七号、2010年7月。祁建民「水権から見る村落と国家権力」『近きに在りて』第55号、2009年)。2010年8月、霍州市水利局、義旺社(義旺村)を訪問(内山雅生・三谷孝・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(2)」、『研究紀要』第12号、長崎県立大学国際情報学部、2011年12月)。2011年8月、義旺社(義旺村)を訪問(内山雅生・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(3)」、『研究紀要』第13号、長崎県立大学国際情報学部、2012年12月)。2012年8月、義旺社(義旺村)天主教教会見学。2013年8月、霍州市水利局、義旺社(義旺村)を訪問(内山雅生・菅野智博・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(5)」、『研究紀要』第15号、長崎県立大学国際情報学部、2014年1月)。2014年8月義旺社(義旺村)を訪問(河野正、前野清太郎、古

- 泉達矢、田中比呂志「華北農村訪問調査報告—2013年8月山西省L県G村、2014年8月山西省L県G村、H市T郷Y村、D県J郷Y村」『東京学芸大学紀要 人文社会科学系Ⅱ』第66集 平成27年1月)。
2015年9月、義旺社(義旺村)、供水ステーションを訪問(祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(7)」、『研究紀要』第1号、長崎県立大学国際社会学部、2016年12月。祁建民「山西四社五村水利秩序与礼治秩序」『広西民族大学学报』第37卷第3期、2015年5月)。
- 10 内山雅生・三谷孝・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(2)」、『研究紀要』第12号、長崎県立大学国際情報学部、2011年12月。
- 11 董晓萍、藍克利前掲書、163ページ。
- 12 2014年8月17日、義旺村集中供水ステーションの請負者(前村長)王宝虎へのインタビュー。
- 13 内山雅生・三谷孝・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(2)」、『研究紀要』第12号、長崎県立大学国際情報学部、2011年12月。
- 14 『新釈漢文大系5 荀子』上、藤井専英著、明治書院、1969年、221~222ページ。
- 15 董晓萍、藍克利前掲書、103~105ページ。
- 16 内山雅生・三谷孝・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(2)」、『研究紀要』第12号、長崎県立大学国際情報学部、2011年12月。
- 17 内山雅生・三谷孝・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(2)」。
- 18 内山雅生・三谷孝・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(2)」。
- 19 董晓萍、藍克利前掲書、269~270ページ。
- 20 董晓萍・藍克利前掲書、101頁。
- 21 董晓萍・藍克利前掲書、109頁。
- 22 董晓萍、藍克利前掲書、251ページ。
- 23 森田明『山陝の民衆と水の暮らし—その歴史と民俗—』、106ページ。
- 24 弁納オ一「華北農村訪問調査報告(1)—2007年12月、山西省太原市・霍州市農村—」、『金沢大学経済論集』第29巻第1号、2008年12月。
- 25 内山雅生・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(3)」。
- 26 内山雅生・菅野智博・祁建民「中国内陸農村訪問調査報告(5)」、『研究紀要』第15号、長崎県立大学国際情報学部、2014年1月。
- 27 董晓萍、藍克利前掲書、260~261ページ。
- 28 董晓萍、藍克利前掲書、224ページ。
- 29 張荷・李乾太主編『山西通志・水利志』中華書局、1999年、683~684ページ。
- 30 董晓萍・藍克利前掲書、193ページ。
- 31 董晓萍・藍克利前掲書、197ページ。
- 32 董晓萍・藍克利前掲書、187ページ。
- 33 董晓萍・藍克利前掲書、98、308ページ。
- 34 董晓萍・藍克利前掲書、194ページ。
- 35 董晓萍・藍克利前掲書、304ページ。
- 36 董晓萍、藍克利前掲書、216ページ。

- 37 董晓萍、藍克利前掲書、222~223ページ。
- 38 董晓萍・藍克利前掲書、245、302ページ。
- 39 董晓萍・藍克利前掲書、302~303ページ。

付記

この研究は2018~2023年度科研費(基盤研究(C))『現代中国の「権威主義体制」と水環境汚染』の助成を受けて実施した研究成果の一部である。